

静岡県立三島南高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針

平成 26 年 3 月 28 日策定

平成 30 年 9 月 26 日改定

令和 4 年 4 月 27 日改定

はじめに

- ・本方針は平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を参照した上で、いじめの防止等に対し、学校が果たすべき役割を定め運用してきたが、平成 30 年 3 月「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定に伴い、その内容やポイントを整理し、より実効性の高い「静岡県立三島南高等学校のいじめ防止等のための基本方針」を策定する。
- ・本方針は本校ホームページで公表するとともに、その内容を入学時及び各年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜見直しを行う。

1 基本的な事項

(1) いじめの定義

ア いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法第 2 条)とされる。一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるので、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけではなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要となる。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要となる。

イ いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめの理解

ア いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえるものであり、「暴力を伴わないいじめ」であつても生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。

イ いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や周囲ではやし立て、喜んでみている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在がいじめを助長することに留意する必要がある。

(3) 基本的な考え方

社会総がかりでいじめ問題に取組む。

県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携を密にする。

ア いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

イ いじめは どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

(4) いじめに対する方策

いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのためには早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

ア いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感を基盤に、規範意識や互いを尊重しようとする感覚（人権感覚）を育てることが重要である。そのためには生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。

※自己有用感…単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることのできる自己の有用性のこと。他者から認めてもらっていると感じた子供は、相手を含めて自分の存在を相対的に高める必要がないため、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。さらに相手のことも認めることができるようになる。

※HR活動、生徒会活動、部活動等で、生徒がいじめについて自主的に議論するなど、いじめの防止に資する活動を定期的かつ継続的に取組む場面を意図的に作り出す。

イ 早期発見

生徒のわずかな変化を見逃さず、様々な手段で積極的にいじめを見つけていく姿勢が重要である。また、いじめを訴えやすい機会をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。

いじめの認知は、件数が多いことが学校や学級に問題があると考えるのではなく、認知することこそが、対策への組織的なスタートラインだと捉え、出来るだけ初期の段階で対応することを鉄則とする。

ウ いじめに対する措置

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応に当たっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、場合によつては関係機関・専門機関との連携を図る。

「いじめが解消している状態」とは、①いじめに関する行為が3か月を目安に止んでいること。②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2点が満たされていること。③再発防止に向けて、経過観察等を注意深く行う。

2 組織の設置

(1) いじめ問題検討委員会の設置

いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、その中核となる常設組織として校内に「いじめ問題検討委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

(2) いじめ問題検討委員会の構成等

ア 委員会は、教頭、生徒課長、保健環境課長、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭により構成し、必要に応じて教務課長、HR担当、部活動顧問等関係の深い教職員やスクールカウンセラー等の外部専門家が参加する。

イ 委員会は、教頭を委員長として、原則毎月1回開催する。

ウ 委員会は、次の事項を行う。

- (ア) いじめに関する情報の収集、記録、共有や対策事業の企画・運営を行う。
- (イ) いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。
- (ウ) 実施事業の進捗状況の確認と検証を隨時実施する。

3 いじめの防止

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

- ・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、その生徒の可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・また、特に配慮が必要と思われる生徒については、学年や教科及び部活動顧問等と連絡を密にし、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導が行えるように努める。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・授業、HR活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に年度当初に実施される集団宿泊研修、遠足、函嶺祭は、新たな人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、アサーショントレーニングなどコミュニケーションや人間関係づくりのノウハウを身に付けるプログラムを積極的に活用する。

(3) わかる授業の推進

- ・すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できるように、公開授業、授業評価等を通じ、授業改善を図る。

(4) 道徳教育等の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(5) 生徒の自主的活動の場の設定

- ・HR活動、生徒会活動、部活動などの場面で生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(6) 保護者との連携

- ・PTAの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促す。
- ・保護者がいじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口とともに周知する。

(7) 教職員研修

- ・全教職員を対象に、原則として年1回専門講師を招請して、いじめへの理解と防止等を図るための研修を実施する。
- ・「Information」(職員用朝の打合せ資料)や教職員向け掲示板等を通じ、適宜、いじめの防止等に係る参考資料等を紹介する。
- ・併せて発達障害に関する理解を深める研修等を実施する。

(8) 情報モラル教育の推進

- ・SNS等に誹謗中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、SNS等を含め、インターネットを利用する際のマナーについて指導する。併せて被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

4 いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

- ・HR担任、同副担任、授業担当教員、部活動顧問、教育相談室、養護教諭等が生徒に対する日常的な観察を基盤に、家庭学習調査や個別面談、保護者との連携により、生徒のささいな変

化について情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

- ・全生徒を対象とする年3回のアンケート調査を実施する。
- ・1・2・3学期に面接週間を設け、HR担任による面接を実施する。
- ・1年生を対象に、入学当初に1分間カウンセリングを実施する。

(2) 相談体制の整備

- ・生徒、保護者がHR担任、同副担任、学年主任、教育相談室、スクールカウンセラー、管理職等、多様な窓口にいじめについて気軽に相談できることを周知する。

5 いじめに対する措置

(1) 事実確認

- ・いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は委員長に報告する。
- ・委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う。
- ・委員長は委員会を開催し、委員会としていじめとして対応すべきか否かの判断を行う。
- ・その際、保護者と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることに十分配慮する。
- ・いじめが確認された場合には、静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告する。

(2) 関係者への指導・支援

- ・いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、再発防止のため、委員会を中心に、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画案を作成し、校長の承認を得る。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行う。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。
- ・いじめを行った生徒に対しては、教育上必要があると認めるときは、生徒課により生徒指導を行うことができる。
- ・周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者にはすぐに事実を伝え、指導方針と具体的策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また、次の学年への引継ぎにも配慮する。

(3) 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。
- ・いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があ

ることから、警察等の関係機関の機能や役割をよく理解し、日ごろから積極的な情報交換を行う。

(4) ネットいじめ

インターネットやSNS等への誹謗・中傷の書き込み等については、情報モラル教育に加え、以下のような配慮が必要である。

- ・被害の拡大を防ぐために書き込みの削除を迅速に行う。
- ・書き込みを行った生徒に対しては、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、SNS等を含め、インターネットを利用する際のマナーがあることを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、その結果を確認する。

7 重大事態への対処

重大事件が起こった場合は、管理職の指揮・統制の下、全職員が分担して以下のことに対応する。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、適切に対処する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき
生徒が自殺を企図した場合・精神性の疾患を発症した場合
身体に重大な傷害を負った場合・金銭を奪い取られた場合 等
- イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 県教委等への報告

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに県教委に報告するとともに、躊躇なく関連機関へ支援を求める。その際「臨床心理士派遣要請」「CRT（危機対応チーム）派遣要請」等を念頭に置く。
- ・県教委の判断の下、その旨を知事に報告する。

(3) 調査

- ・県教委の判断の下、その指導・支援を受けて公平性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・この際、因果関係の特定を急がないよう心掛ける。

(4) 被害生徒・保護者への情報提供

- ・県教委の指導・支援の下、被害を受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

(5) 他の生徒・保護者への対応

- ・当事者以外の生徒や保護者に対して、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

(6) 報道対応

- ・個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。
- ・その際、初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。